

利用契約書

(医療保険)

訪問看護ステーション しおん

訪問看護利用契約書

(利用者) _____ 様

(事業者) 合同会社 Feel
代表社員 後藤 洋介

第1条（訪問看護サービスの目的）

事業者は、健康保険法令及びこの契約に従い、利用者に対して、その主治の医師から交付された文書による指示及び訪問看護計画に基づき、保健師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士により利用者の居宅にて、その心身機能の維持回復（療養上の世話又は必要な診療の補助）を行う事を目的とします。

第2条（指定を受けているサービス及び事業所）

- 1 事業者の各事業所は、事業所毎に別紙「重要事項説明書（医療保険）」に記載した居宅サービスについて、管轄自治体から健康保険法令に基づく居宅サービス事業者として指定を受けています。
- 2 利用者は、別紙「重要事項説明書（医療保険）」にご利用事業所として記載された事業所から、居宅サービスの提供を受けます。
- 3 事業者の概要及び職員体制については、別紙「重要事項説明書（医療保険）」に記載したとおりです。

第3条（契約期間）

- 1 契約の期間は、主治医の指示書に基づき、訪問看護の必要がある限り有効とします。
- 2 契約終了までに利用者から書面による更新拒絶の申し出の場合、この契約は終了します。

第4条（訪問看護の内容）

- 1 病状観察、日常生活動作の観察
- 2 清拭、洗髪等による清潔の保持、食事及び排泄等の日常生活の指導
- 3 褥瘡の予防、処置
- 4 リハビリテーション
- 5 認知症患者の看護
- 6 療養生活や介護方法の指導
- 7 カテーテル等の管理
- 8 その他医師の指示による医療処置

第5条（訪問看護の基本方針）

- 1 事業者は主治の医師との密接な連携及び訪問看護計画に基づき、利用者の心身機能の維持

回復、生活の質の確保を図るよう適切に行います。

- 2 事業者は目標達成の度合いや、その効果等について評価を行うとともに、訪問看護計画の修正を行い、改善を図るよう努めます。
- 3 事業者は、利用者の健康状態と経過、看護目標や内容、具体的な方法や療養上必要な事項について、利用者及び家族に理解しやすいように指導又は、説明を行います。
- 4 事業者は、医学の進歩に対応し、適切な看護技術をもって対応できるよう、新しい技術の習得に努めるようにします。
- 5 事業者は、医学の立場を堅持し、広く一般に認められていない看護等については行う事はできません。

第6条（健康手帳への記載）

事業者は、利用者の健康手帳の医療の記録に係るページに必要な事項を記載します。ただし、健康手帳を有しないものについては、この限りではありません。

第7条（居宅介護支援事業者等との連携）

事業者は、利用者に対して訪問看護を提供するにあたり、居宅介護支援事業者及びその他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めます。

第8条（訪問看護計画書及び訪問看護報告書の作成）

- 1 事業者は、利用者の希望、主治の医師の指示及び心身の状況等を踏まえ、療養上の目標を達成するための具体的なサービス内容等を記載した訪問看護計画書を作成します。
- 2 看護師等は、訪問看護計画書の主要な事項については、利用者及び利用者の家族等に対し、その内容を説明します。
- 3 看護師等は訪問日、提供した看護内容等を記載した訪問看護報告書を作成します。

第9条（担当の訪問看護師）

事業者は、利用者のため訪問看護師が利用者に対して訪問看護サービスを提供します。急用、その他都合により当該看護師がサービス提供することが不可能な場合は速やかに交代の者を定め、利用者に対して訪問看護を提供します。

第10条（サービス提供の記録）

- 1 指定訪問看護の実施ごとに、サービス提供の記録を行う事とし、その記録はサービス完了の日から5年間保存します。
- 2 利用者は、事業者に対して保存されるサービス提供記録の閲覧及び複写物の交付を請求することができます。
- 3 提供した指定訪問看護に関し、利用者の健康手帳の医療の記録に係るページに必要な事項を記載します。

第 11 条（利用料等）

サービスに対する利用料は、サービスごとに別紙「重要事項説明書（医療保険）」に記載されているとおりとします。

利用料の滞納があった場合には、

- 1 利用者が正当な理由なく事業者を支払うべき利用料を 1 ヶ月以上滞納した場合において、事業者が利用者に対して 1 ヶ月以内に滞納額を支払うよう催告したにもかかわらず金額の支払いがないとき、事業者は利用者の健康・生命に支障がない場合に限り、金額の支払いがあるまで利用者に対する訪問看護の全部又は一部の提供を一時停止することができます。
- 2 利用者が、事業者に対し前項の一時停止の意思表示をした後、1 ヶ月経過しても全額の支払いがないとき、事業者は利用者の健康・生命に支障がない場合に限り、この利用契約を解除することができます。

第 12 条（契約の終了）

次の各項のいずれかに該当する場合には、この契約は終了します。

- 1 主治医より、訪問看護終了の指示があった場合。
- 2 利用者が死亡した場合。
- 3 事業者又は、利用者から契約解除の意思表示がなされ、予告期間が満了した場合。
- 4 利用者が、介護保険施設へ入所した場合。

第 13 条（利用者の解約権）

利用者は、事業者に対し、いつでもこの契約の解約を申し入れることができます。この場合には、14 日間以上の予告期間をもって届け出るものとし、予告期間満了日に契約は解除されます。ただし、利用者の健康・生命に支障がない場合に限りです。

第 14 条（事業者の解約権）

事業者は、利用者が故意に法令違反その他著しく常識を逸脱する行為をなし、事業者の再三の申し入れにもかかわらず改善の見込みがなく、第 1 条に定めるこの訪問看護利用契約の目的を達成することが不可能となったとき、14 日以上予告期間をもってこの契約を解除することができます。

第 15 条（損害賠償）

- 1 事業者は、利用者に対する訪問看護の提供にあたって、万が一事故が発生し、利用者又は利用者の家族等の生命・身体・財産に損害が発生した場合には、不可抗力による場合を除き、速やかに利用者に対して損害を賠償します。ただし、利用者又は利用者の家族等に重大な過失がある場合は、賠償額を減ずることができます。

2 なお、事業者は、下記の損害賠償保険に加入しています。

保険会社名	社団法人 全国訪問看護事業協会
保 険 名	訪問看護事業者賠償責任保険
保障の概要	サービス利用中の事故に対し損害保険適用いたします。

第 16 条（身分証携行義務）

訪問職員は、常に身分証を携行し、初回訪問時及び利用者または利用者の家族から提示を求められたときは、いつでも身分証を提示します。

第 17 条（秘密保持と個人情報の保護について）

個人情報の保護については、別紙「重要事項説明書（医療保険）」に記載されているとおりとします。

第 18 条（苦情処理）

苦情に対しての対応については、別紙「重要事項説明書（医療保険）」に記載されているとおりとします。

第 19 条（合意管轄）

本契約に関してやむを得ず訴訟をする場合は、利用者及び事業者は、利用者の住所地を管轄する裁判所を第一審管轄裁判所とすることを予め合意します。

第 20 条（契約外事項）

本契約に定めのない事項については、健康保険等のその他諸法令の定めるところを尊重し、利用者、利用者の家族等及び事業者の協議により定めます。

第 21 条（不当要求防止）

不当行為要求に対しサービス開始時及び利用中において、反社会的勢力の背景があると判断した場合いかなる要件に関わらず利用の拒否をさせていただき以下の内容につき本契約を解除することができます。

- 1 利用者が暴力団等又はその関係者、その他反社会的勢力であると判明した場合。
- 2 強迫的な言動をし、又は暴力を用いた時、もしくは風説を流布し、偽計を用い自社の業務を妨害した時、その他これらに類する行為を行った場合。
- 3 従事者その他の関係者に対し、暴力的要求行為を行い、合理的範囲を超える負担を要求した場合。

第 22 条（社会情勢及び天災）

- 1 社会情勢の急激な変化、地震、風水害など著しい社会秩序の混乱などにより、乙の義務の履

2) 社会情勢の急激な変化、地震、風水害など著しい社会秩序の混乱などにより、乙の義務の履行が遅延、もしくは、不能になった場合、それによる損害賠償責任を乙は負わないものとする。

以上のとおり、契約が成立したことを証するために、本契約書を 2 通作成し、利用者及び事業者は記名押印の上、各自 1 通ずつ保有することとします。

事業 者	所在地	〒869-1235 熊本県菊池郡大津町室 1728 - 1 テクノ・ヴィラ N208	
	法人名	合同会社 Feel	
	代表者名	代表社員 後藤 洋介	印
	事業所名	訪問看護ステーション しおん	
	説明者氏名		印

利用者	住 所	
	氏 名	(印)

家族等	住 所	
	氏 名	(続柄 :) 印

